

3章 穴道湖景觀形成区域

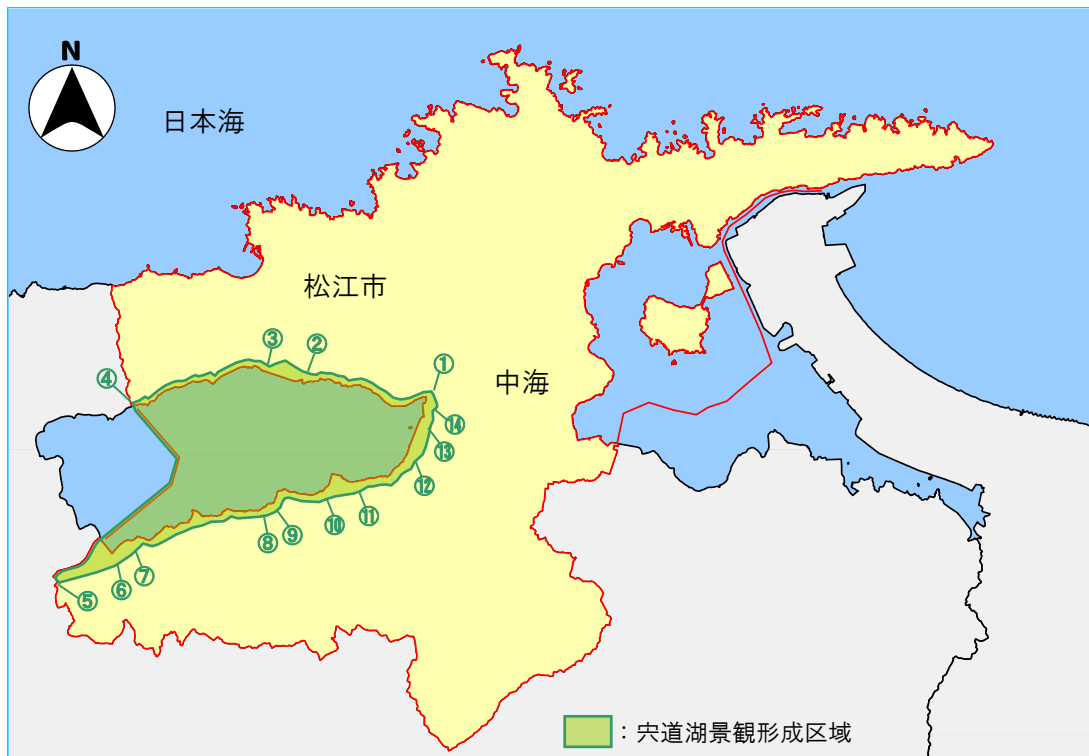
1 景観形成の目的

宍道湖をとりまく地域固有の伝統的な人文景観、湖水と調和が図られた都市景観、及び湖面に映る豊富な緑と夕日や朝霧などの自然景観などが調和した、魅力的かつ後世に継承すべき宍道湖景観を保全、創造することにより、宍道湖に対する市民の誇りや愛着を深め、宍道湖周辺地域のまちづくりの向上発展に寄与することを目的とする。

※)本計画は、ふるさと島根の景観づくり条例(平成3年12月20日 島根県条例第34号)第7条第1項及び第8条第1項の規定による宍道湖景観形成地域及び宍道湖地域景観形成計画について、松江市域を対象として移行するものである。

2 区域 (法第8条第2項第1号関係)

宍道湖景観形成区域の範囲は下図のとおりとし、景観特性に応じてゾーン分けを行い、各ゾーン別に良好な景観形成のための方針や行為の制限に関する事項について定めるものとする。



〔宍道湖景観形成区域の範囲（上図の①～⑭の陸域側の境界は以下のとおり）〕

- | | |
|----------------------------|------------------------------|
| ①～②：一般国道431号の道路中心線から200m線界 | ⑧～⑨：J R山陰本線軌道敷(含)界 |
| ②～③：一畑電鉄軌道敷(含)界 | ⑨～⑩：一般国道9号の道路中心線から200m線界 |
| ③～④：一般国道431号の道路中心線から200m線界 | ⑩～⑪：J R山陰本線軌道敷(含)界 |
| ④～⑤：松江市行政界 | ⑪～⑫：一般国道9号の道路中心線から200m線界 |
| ⑤～⑥：一般国道9号の道路中心線から200m線界 | ⑫～⑬：J R山陰本線軌道敷(含)界 |
| ⑥～⑦：J R山陰本線軌道敷(含)界 | ⑬～⑭：一般国道9号の道路中心線から200m線界 |
| ⑦～⑧：一般国道9号の道路中心線から200m線界 | ⑭～①：県道松江鹿島美保関線の道路中心線から200m線界 |

※宍道湖景観形成区域の範囲の詳細は、所管課備え付けの図面により確認すること。

※敷地の一部が宍道湖景観形成区域内に存する場合、その敷地の全体が宍道湖景観形成区域内にあるものとみなす。

3 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項関係）

（1）宍道湖の概要

宍道湖は、周囲を松江市、出雲市の2市に囲まれる面積約79k㎡、周囲長約47kmの汽水湖であり、全国で7番目の大きさである。時々刻々と姿を変える空の表情を映し出す宍道湖の湖面は美しく、北山山系、湖南山地の美しい山並みと一体性を成した宍道湖景観は、古代から培われ受け継がれてきたかけがえのない財産である。

また、小泉八雲など多くの人々が絶賛してやまない嫁ヶ島の夕日をはじめ、四季折々に表情を変える宍道湖の景観は松江市固有のものであり、水都・松江の象徴となっている。

一方、宍道湖は景観資源としてだけではなく、自然資源としても欠かすことのできない貴重なものであり、宍道湖北山県立自然公園として指定（1964年4月）されるとともに、ラムサール条約に登録され、その環境の保全が図られている。

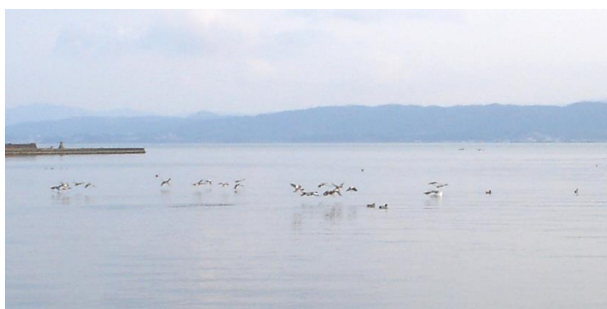


（2）景観特性

- ➔ 湖畔から眺める宍道湖景観は、その大部分を湖面と空が占め、湖面と空を分かちように美しい山並みが見える。また、湖面に浮かぶ嫁ヶ島と空や水面、街を朱に染める夕景は、水都・松江を象徴するものであり、見るものを魅了してやまない。
- ➔ 宍道湖周辺からの眺望景観には、周囲に連なる山々や、湖畔集落の特徴的な集落形態、松江市街地のまとまりを持った市街地景観など、宍道湖周辺に展開する多様な景観特性を有している。
- ➔ 宍道湖の南岸には国道9号、北岸には国道431号が走り、沿道から見える宍道湖や山並みを含む沿道景観は潤いと安らぎを与える良好な景観である。
- ➔ 宍道湖周辺には、宍道湖夕日スポットをはじめ、松江城、田和山史跡公園、鳥ヶ崎園地など、展望地が多くあり、良好な宍道湖景観を提供している。
- ➔ コハクチョウやマガン、カモ類など数万羽の水鳥が訪れる飛来地であると共に、「宍道湖七珍」として知られる水産物の宝庫である。また、宍道湖北山県立自然公園の指定を受けているとともに、ラムサール条約に登録されているなど、他に類を見ないかけがえのない自然資源である。
- ➔ シジミ漁などの伝統的な漁業や、湖上での祭りなど、人びとの営みと豊かな自然環境とが一体となって独特の文化的景観を形成している。

(3) 景観形成上の課題

- ➔ 国道 9 号や国道 431 号の沿道で、宍道湖とその周辺を一体的に構成する景観については、建築物や工作物の形態、意匠が宍道湖景観と調和するような工夫が必要である。また、対岸からの景観についても配慮が必要である。
- ➔ 主要な展望地からは宍道湖に向けての視界を阻害するような建築物や工作物を抑制し、宍道湖景観と不調和な形態・意匠とならないような規制・誘導を図る必要がある。また、宍道湖やその背後の山並みを望む中遠景の景観においては、山並みの稜線を分断することがないようにし、古代から培われ受け継がれてきたかけがえのない自然景観としてこれを保全する必要がある。特に多くの人が訪れる松江城、田和山史跡公園、県立美術館、宍道湖夕日スポットなどの宍道湖東側にある主要な展望地からは十分な配慮が必要である。
- ➔ 宍道湖周辺には、松江城、田和山史跡公園等のほか、宍道湖夕日スポット、フォーゲルパーク展望台、松江湖畔公園、鳥ヶ崎園地、ふるさと森林公園など良好な景観を眺望できる展望地が多くある。これらの展望地については、良好な景観を提供する場所として一層の充実を図るとともに、更なる展望地の追加整備とネットワーク化を検討する必要がある。
- ➔ 宍道湖周辺部の茶臼山や床几山をはじめとする里山や点在する小丘陵の緑のまもりは、市街地周辺の貴重な緑として、また、人工的で堅い印象を与えがちな市街地の景観を和らげ、潤いと安らぎを感じさせる身近な緑として高い価値を持つものであり、これら身近な緑の保全と創出に努める必要がある。
- ➔ 宍道湖及び周辺地域の良好な景観を保全、創造、継承するためには、市民、事業者、行政が互いに連携する必要があるとともに、広く市民意識の醸成も図り、市民が一体となって円滑な景観形成に取り組めるような仕組みづくりが課題である。また、松江市だけでなく、出雲市とも協力しながら、互いに良好な宍道湖景観の形成に向けて意思疎通を図り、広域連携を推進していくことが重要である。



宍道湖にはコハクチョウやマガン、カモ類など、毎年数万羽の水鳥が訪れる

(4) 景観形成基本方針

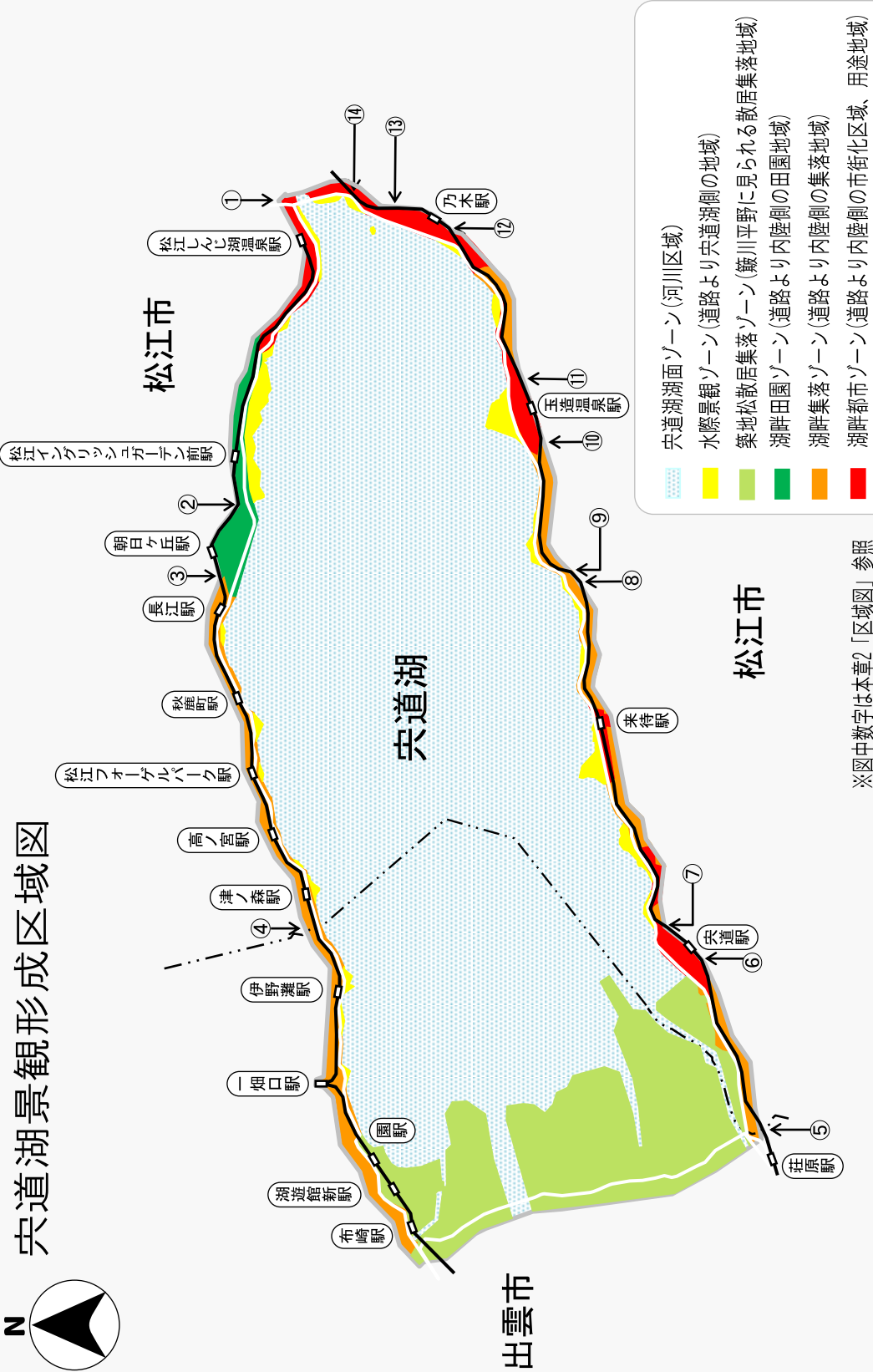
① 景観特性のゾーン区分

宍道湖周辺地域の個性や景観特性を生かし、現況の土地利用状況と将来の景観変化の可能性を勘案しながら、6つのゾーンを設定する。

[ゾーン区分の基本的な考え方]

- ・ 湖畔都市景観や、水際景観、田園農村集落景観など、宍道湖景観を特徴づける各地域のそれぞれが持つ個性を生かした景観形成を図る。
- ・ 宍道湖の周囲を取り巻く一般国道9号、431号、県道斐川一畑大社線、主要地方道松江鹿島美保関線(以下「主要道路」という。)は、宍道湖を望む美しい沿道景観を提供しており、主要道路から湖側については、特に道路からの眺望に配慮した景観形成を図る。
- ・ 現在の土地利用状況及び土地利用計画に適合した景観形成を図るものとし、それに準じたゾーン区分を行う。

ゾーンの区分	ゾーンの概要
宍道湖湖面ゾーン	宍道湖の湖面で、宍道湖北山県立自然公園に指定され、ラムサール条約に登録されるゾーン
水際景観ゾーン	国道から宍道湖側に突き出した比較的まとまりのある土地で、宍道湖湖岸の景観に最も大きな影響を与えるゾーン
築地松散居集落ゾーン	宍道湖湖畔の西側に位置する出雲平野において、全国に誇り得る特徴的な築地松散居集落のあるゾーン
湖畔田園ゾーン	宍道湖北側の埋立てにより造成された打出町から鉄道沿いに東へ延びた穏やかな田園景観の広がるゾーン
湖畔集落ゾーン	湖岸と山裾に挟まれた国道9号と国道431号の道路沿いに広がる集落のゾーン
湖畔都市ゾーン	大規模な建物や商業施設等が立地する市街化区域、用途地域の指定されたところで、都市的景観を有するゾーン



※図中数字は本章2「区域図」参照

② ゾーン別景観形成基本方針

宍道湖景観形成区域内の6つのゾーンにおける景観形成基本方針を示す。

区分	景 観 形 成 基 本 方 針
宍道湖湖面ゾーン	広がりのある穏やかな湖面景観の保全と親水性が確保された景観形成を図るものとする。 宍道湖湖面に関わる整備等においては、河川管理者が定める「斐伊川水系河川環境管理基本計画」及び「宍道湖の保全・整備に関するマスタープラン」の上位計画に基づくものとする。また、宍道湖は「ラムサール条約」に登録されていることから、その生態系と野生生物などの豊かな資源に配慮した整備を行うものとする。 砂浜や葦原等の残る箇所については、その保全を図るとともに、砂浜の復元などにより親水性を高めるよう努めるものとする。 河川管理者及び自然公園管理者の指導に基づく設置を除き、できるだけ工作物等の設置は避けるものとし、護岸等の整備にあたっては、可能な限り石材等の自然素材を用いることとする。また、マリーナなどを設置する場合は、宍道湖の優れた景観的魅力を高めることに特に配慮するものとする。
水際景観ゾーン	湖上や主要道路及び対岸等から視認される良好な宍道湖景観の保全に特に配慮した景観形成を図るものとする。 貴重な親水空間及び展望地としての優れた立地特性を生かして、湖の景観を楽しむための親水展望園地や駐車場を設け、湖岸部における展望地ネットワークの形成を図るものとする。 大規模な建築物の設置等にあたっては、湖への眺望やアプローチを阻害するようなものは避け、レクリエーション施設等、湖岸の適正利用を目的とした施設の設置については、その配置や形態、意匠、色彩等には特に配慮し敷地内修景緑化等も、十分行うよう努めるものとする。 屋外広告物については、自家用広告物以外の設置は避けるものとする。 電柱や鉄塔などは色彩・規模について、湖畔景観に配慮するとともに、電線類の地中化など検討すること。
築地松散居集落ゾーン	全国に誇り得る、特徴的な築地松散居集落が織り成す景観を保全することを基本とした景観形成を図るものとする。 このため、最も重要な景観構成要素である築地松の保護・育成とともに伝統的な民家形態やまとまりのある農地の保全を図るものとする。 新たな建築物、工作物の設置に際しては、これら築地松散居集落と調和するよう、その形態、意匠、色彩等や敷地内修景緑化等に十分配慮するものとする。 道路については、街路樹の整備や案内標識等のデザインなどに工夫し、風格のある沿道景観の形成を図るものとする。 屋外広告物については、自家用広告物以外の設置は避けるものとする。

区分	景 観 形 成 基 本 方 針
湖畔田園ゾーン	穏やかな田園の広がりのある景観の保全に配慮した景観形成を図ることを基本とする。 建築物や工作物の設置に際しては、田園景観の空間的な広がりを阻害しないよう、位置や規模に十分配慮するものとする。また、柔らかな自然物主体の周辺景観との調和を図るため形態や意匠、色彩等に配慮するとともに、規模の大きな建築物については、中高木を主体とした敷地内緑化を行うものとする。 屋外広告物については、自家用広告物以外の設置は避けるものとする。
湖畔集落ゾーン	湖を望む連続的な展望地としての良好な沿道景観と、緑豊かな集落景観の形成を図ることを基本とする。 沿道に立地する民 家等については、生垣や中高木による緑化を図り、緑豊かな沿道景観の形成に努めるものとする。また、鉄道沿線に立地する民家等については、車窓からの眺望に配慮し、生け垣等による修景を図るものとする。 道路については、可能な限り街路樹等の整備に努めるとともに、防護柵や案内標識等は穴道湖への眺望に配慮するものとする。 法面や擁壁については、可能な限り緑化修景を行うものとする。 屋外広告物については、自家用広告物以外の設置は避けるものとする。 電柱や鉄塔などは色彩・規模について、湖畔景観に配慮するとともに、電線類の地中化など検討する。
湖畔都市ゾーン	水辺に立地する都市としての親水性や賑わい、華やかさを生かした、潤いのある湖畔都市の景観形成を図ることを基本とする。 主要道路に面して建築物等を設置する場合には、できるだけ道路から後退するものとし、敷地内緑化や道路境界の生垣化に努めるものとする。また、まちなみとしての統一感が得られるよう、建築物、工作物によるスカイラインの形成を図ると共に、建築物相互の形態、意匠、色彩等に配慮するものとする。さらに、付帯する広告物については、その規模、意匠、色彩等に工夫を凝らし、統一感のあるまちなみ形成を図るものとする。 また、既存の湖岸緑地の質を高めるとともに、建築物周囲や護岸道路における緑化修景を積極的に進めるものとし、街路灯の整備やライトアップなどにより、湖辺の魅力ある夜間景観の創出に努めるものとする。 電柱や鉄塔などは色彩・規模について、湖畔景観に配慮するとともに、電線類の地中化など検討すること。

③ 景観重要公共施設の整備に関する基本方針

宍道湖を囲む国道 9 号、国道 431 号及び主要地方道松江鹿島美保関線は、周辺に住む人びとや観光客が利用する主要な道路であるとともに、優れた宍道湖景観を間近に望むことができる景観上重要な道路である。よって、これら宍道湖周辺道路に関し景観重要公共施設への位置づけを行い、沿道景観及び宍道湖景観に配慮した持続的な整備を推進していくものとする。

また、宍道湖夕日スポットや岸公園、鳥ヶ崎園地などの宍道湖周辺に配置された公園施設に関しても、宍道湖の夕景や水辺などの優れた景観を楽しむことができる展望地として、また、市民に安らぎや潤いを与える憩いの空間として、景観重要公共施設への位置づけを行い、整備を推進していくものとする。

4 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第2号関係）

行為	事項	宍道湖湖面ゾーン	水際景観ゾーン	築地松散居集落ゾーン	湖畔田園ゾーン	湖畔集落ゾーン	湖畔都市ゾーン
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、若しくは外観を変更することとなる修繕若しくは模様又は色彩の変更	位置	(1) 河川管理者及び自然公園管理者の指導に基づき設置する場合を除き、原則として、このゾーンにおける建築物の設置は避けること。(注1)	(2) 展望地(注2)からの眺望を妨げることのないような位置とすること。				
			(3) 対岸から見て、背景となる山並みの稜線を切らないような位置とすること。				
			(4) 大規模な建築物(注3)の外壁は、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ、修景緑化等を図ることが可能な空地を確保するため、原則として主要道路(注4)から5メートル以上後退させること。その他の建築物の外壁は、修景緑化等を図ることが可能な空地を確保するため、原則として主要道路から2メートル以上後退させること。				
			(5) 外壁の後退について、敷地上の制約から(4)の後退が困難な場合には、可能な限り後退させ修景緑化を図ること。				
			(6) 水際を占有しないように湖岸線からできるだけ後退した位置とすると共に、水際へのアプローチを考慮した配置とすること。	(7) 築地松散居集落に隣接する場合は、その景観の保全に配慮した位置とすること。	(8) 敷地境界線からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。	—	
			規模	—	(1) 展望地からの眺望を妨げることのないような規模とすること。		
	(2) 対岸から見て、背景となる山並みの稜線を切らない規模とすること。						
	(3) 周囲に圧迫感を与えない規模とすること。						
	(4) 主要道路から湖への眺望が確保できる規模とすること。	(5) 築地松の高さと調和するように配慮すること。			(6) 広がりのある田園景観との調和に配慮した規模とすること。	(7) 隣接する建築物との調和に配慮した規模とすること。	
	(8) 松江城天守閣から見える東西南北の山の稜線の眺望を侵さないこと。また、天守閣から宍道湖の湖面が見える範囲で、嫁ヶ島の水際線を延長した線を侵さないこと。						
	(9) 田和山史跡公園から見た宍道湖対岸の水際線及び北山山系の稜線の眺望を妨げないこと。						
	形態	—	(1) 地域の基調となる景観に調和した形態とすること。				
			(2) 周囲に圧迫感を与えない形態とすること。				
			(3) 主要道路から湖への眺望及び対岸や湖上からの眺望を考慮した形態とすること。	(4) 周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根をもった地区にあっては、原則として屋根の形態を合わせること。	—		
			—				
	意匠	—	(1) 地域の基調となる景観に調和すると共に、まとまりのある意匠となるよう工夫すること。				
			(2) 大規模な建築物(注3)は、屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。また、平滑で大きな壁面が生じないよう陰影効果のある壁面の処理を工夫すること。				
			(3) 建築物の屋外階段、壁面設備及び屋外設備は、当該建築物との一体性を確保するように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、展望地又は道路からできるだけ限り見えないように工夫すること。				
			(4) 対岸や湖上からの眺望に配慮し、屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫すること。	(5) 築地松散居集落における建築物に調和した意匠とすること。	—		

行為	事項	宍道湖湖面ゾーン	水際景観ゾーン	築地松散居集落ゾーン	湖畔田園ゾーン	湖畔集落ゾーン	湖畔都市ゾーン		
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（続き）	色彩	－	(1) けげげばしい色彩はできる限り避け、落ち着いた色彩を基調とし、湖水面や周辺の山並み、田園等、自然物が主体の周辺景観との調和に配慮すること。				(2) けげげばしい色彩を基調とせず、周辺の建築物の色彩との調和を図ること。		
			(3) 使用する色数を少なくするよう努めること。				(4) アパルト色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。		
			(5) 敷地内の屋外設備、工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。						
			(6) 使用する色彩は別表に示す色彩基準によるものとする。						
			素材	－	(1) 地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。				
	(2) 外壁等の素材は、周辺の景観と調和したものを使用すると共に、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。								
	敷地の緑化	－	(1) 敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。						
			(2) 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすように配慮すること。						
			(3) 大規模な建築物（注3）にあつては、高木などにより緑化し、緑豊かな空間の創出に努めること。						
			(4) 駐車場、自転車置き場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。						
－			(5) 築地松による緑化に努めること。	－	－	－			
その他	－	(1) 屋外駐車場は、できる限り出入口を限定すると共に、生け垣、塀、柵等を設け、安全上支障のない範囲で道路等から直接見通せないよう配慮すること。							
		(2) 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。							
		(3) 室外機及びバルコニーの物干し金物の位置を工夫すること。							
		(4) アンテナを共同化するよう努めること。							
工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（共通事項）	位置	(1) 河川管理者及び自然公園管理者の指導に基づき設置する場合を除き、原則として、このゾーンにおける工作物の設置は避けること。（注1）	(2) 展望地からの眺望を妨げることのないような位置とすること。				－		
			(3) 対岸から見て、背景となる山並みの稜線を切らないような位置とすること。						
			(4) 大規模な工作物（注3）の外壁は、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ、修景緑化等を図ることが可能な空地を確保するため、原則として主要道路（注4）から5メートル以上後退させること。 その他の工作物の外壁は、修景緑化等を図ることが可能な空地を確保するため、原則として主要道路から2メートル以上後退させること。						
			(5) 外壁の後退について、敷地上の制約から（4）の後退が困難な場合には、可能な限り後退させ修景緑化を図ること。						
			(6) 水際を占有しないように湖岸線からできるだけ後退した位置とすると共に、水際へのアプローチを考慮した配置とすること。	(7) 築地松散居集落に隣接する場合は、その景観の保全に配慮した位置とすること。	(8) 敷地境界線からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。				
			規模	－	(1) 展望地からの眺望を妨げることのないような規模とすること。				
	(2) 対岸から見て、背景となる山並みの稜線を切らない規模とすること。								
	(3) 主要道路から湖への眺望が確保できる規模とすること。	(4) 築地松の高さと調和するよう配慮すること。			(5) 広がりのある田園風景との調和に配慮した規模とすること。	(6) 隣接する建築物との調和に配慮した規模とすること。			
	(7) 松江城天守閣から見える東西南北の山の稜線の眺望を侵さないこと。また、天守閣から宍道湖の湖面が見える範囲で、嫁ヶ島の水際線を延長した線を侵さないこと。 (8) 田和山史跡公園から見た宍道湖対岸の水際線及び北山山系の稜線の眺望を妨げないこと。								

行為	事項	中央湖湖面ゾーン	水際景観ゾーン	築地松散居集落ゾーン	湖畔田園ゾーン	湖畔集落ゾーン	湖畔都市ゾーン	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、若しくは模様替又は色彩の変更 (共通事項) (続き)	形態	—	(1) 周辺の基調となる景観に調和した形態とすること。					
			(2) 主要道路からの湖への眺望を考慮した形態とすること。	—	(3) まちなみとしてまとまりのある形態とすること。			
	意匠	—	(1) 周辺の基調となる景観に調和すると共に、全体としてまとまりのある意匠を工夫すること。					
	色彩	—	(1) けばけばしい色彩はできる限り避け、落ち着いた色彩を基調とし、湖水面や周辺の山並み、田園等、自然物が主体の周辺景観との調和に配慮すること。					(2) けばけばしい色彩を基調とせず、周辺の建築物の色彩との調和を図ること。
			(3) 使用する色数を少なくするよう努めること。					(4) アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。
			(5) 使用する色彩は別表に示す色彩基準によるものとする。					
	素材	—	(1) 地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。					
			(2) 素材は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。					
	敷地の緑化	—	(1) 敷地内はできる限り緑化すると共に、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。					
			(2) 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。					
(3) 大規模な工作物(注3)にあつては、高木などにより緑化し、緑豊かな空間の創出に努めること。								
その他	—	—	(4) 築地松による緑化に努めること。	—				
工作物(個別事項)	※1)	(1) このゾーンへの設置は避けること。	(2) 湖や道路に面して設置するものにあつては、できる限り生け垣とすること。					
			(3) 擁壁を設ける場合には、外観の意匠に工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。					
	※2)	(1) このゾーンへの設置は避けること。	(2) 特に突出したものは、設置しないように努めること。					
			(3) 目立つ位置への設置は控えること。					
			(4) できる限りすっきりした形態、意匠とすると共に、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。					
	※3)	(1) このゾーンへの設置は避けること。	(2) 原則としてこのゾーンへの設置は避けること。		(3) このゾーンへの設置は、控えること。	(4) 敷地境界線からできる限り後退させること。		
						(5) 敷地外周部には施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。		
	※4)	(1) このゾーンへの設置は避けること。	(2) 特に突出したものは、設置しないように努めること。					
(3) できる限りすっきりした形態、意匠とすると共に、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。								
※1) 〈垣(生垣を除く)、さく、塀、擁壁等〉 ※2) 〈煙突、排気塔等〉〈鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等〉〈電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、風車等〉 〈高架水槽、冷却塔等〉 ※3) 〈観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート、コースター等〉 ※4) 〈彫像、記念碑等〉								

行 為		央道湖湖面ゾーン	水際景観ゾーン	築地松散居集落ゾーン	湖畔田園ゾーン	湖畔集落ゾーン	湖畔都市ゾーン
工作物（個別事項）（続き）	※5)	(1) このゾーンへの設置は避けること。	(2)原則としてこのゾーンへの設置は避けること。		(3)原則としてこのゾーンへの設置は控えることとし、設置する場合であっても、湖岸線からできる限り後退した目立ちにくい場所にする。		
					(4)できる限りすっきりとした形態、意匠とすると共に、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。		
					(5)敷地外周部には施設の規模に、応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。		
	※6)	(1) このゾーンへの設置は避けること。	(2)原則としてこのゾーンへの設置は避けること。		(3)目立つ位置への設置は控えること。		
					(5)できる限りすっきりとした形態、意匠とすると共に、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。		
					(6)敷地外周部には施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。		
	※7)	(1) このゾーンへの設置は避けること。	(2)鉄塔は、設置しないこと。	(3)鉄塔は、できる限り設置しないように努めること。		(4)鉄塔は、設置しないこと。	
			(5)原則として、電線類の地下埋設化を図ること。	(6)できる限り電線類の地下埋設化に努めること。		(7)原則として、電線類の地下埋設化を図ること。	
			(8)やむを得ない場合には、電柱は、できる限り整理統合を図り、極力目立たない位置となるよう配慮すること。				
			(9)形態の簡素化を図ると共に、低彩度、低明度の茶系統など、周辺景観になじんだ意匠、色彩とすること。				
			(10)道路沿いに設置する場合には、湖面側への設置を避けると共に、街路樹の成長の妨げないよう高さ、位置を工夫すること。				
	※8)	(1) このゾーンへの設置は避けること。	(2)周辺の建造物と調和したものとなるよう形態、意匠の工夫を図るよう努めること。 (3)蛍光塗料は、使用しないように努めること。 (4)ネオン管の使用は避けると共に、照明は点滅しないこと。				
※5)〈コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント等〉〈石油、ガス、液化ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設〉〈污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等〉							
※6)〈自動車庫用に供する立体的施設〉							
※7)〈電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの（これらの支持物を含む）〉							
※8)〈装飾塔等〉							

行為	事項	宍道湖湖面ゾーン	水際景観ゾーン	築地松散居集落ゾーン	湖畔田園ゾーン	湖畔集落ゾーン	湖畔都市ゾーン
木竹の伐採	伐採の方法	(1) 農林業を営むために行う木材の伐採、間伐等木竹の保育のために行われる木竹の伐採及び枯損した木竹又は危険な木竹の伐採を除き、原則として木竹の伐採は行わないこと。 (2) やむを得ず、木竹の伐採を行う場合は、択伐方法等により必要最小限に留めること。 (3) 樹姿又は樹勢が優れた樹木は、できる限り伐採せず、その周囲に移植すること。					
	跡地の緑化	(1) 河川管理者又は自然公園管理者の指導、助言に従って行うこと。	(2) 伐採を行った場合には、樹木により植栽をすること。				
屋外における土石、廃棄物、資源その他の物件の堆積	堆積の方法	(1) 原則として、屋外における物件等の堆積は行わないこと。		(2) できる限りこのゾーンにおける物件等の屋外堆積は控えること。	(3) 主要な展望地、道路からできる限り見えない位置、規模とすること。 (4) 敷地境界線からできる限り後退すると共に、物件等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くすると共に、整然とかつ威圧感のないように積み上げること。		
	遮へい	—		(1) 敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 (2) 敷地周囲の緑化を行う等周囲の道路等からの遮へいを行うこと。			
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為を含む)	掘採又は採取の方法	(1) 河川管理者又は自然公園管理者の指導、助言に従って行うこと。	(2) 原則として、鉱物の掘採又は土石等の採取は行わないこと。	(3) できる限り土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採は控えること。 (4) やむを得ず開墾、採取、掘採を行う場合は、主要な展望地、道路から行為の場所が見えないように方法を工夫すること。			
	遮へい	—		(1) 敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 (2) 敷地周囲の緑化を行う等周囲の道路等からの遮へいを行うこと。			
	変更後の形状	(1) 河川管理者又は自然公園管理者の指導、助言に従って行う場合を除き、このゾーンにおける土地の区画形質の変更を行わないこと。(注4)	(2) できる限りこのゾーンにおける土地の形質の変更は控えること。	(3) 長大な法面又は擁壁が生じないように努めること。 (4) やむを得ず法面が生じる場合には、法面は緑化可能な勾配とすること。 (5) やむを得ず擁壁が生じる場合には、擁壁は周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 (6) 行為を終了した所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。			
	緑化	—		(1) 行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。			
水面の埋立て又は干拓	(1) 河川管理者又は自然公園管理者の指導、助言に従って行う場合を除き、このゾーンにおける水面の埋立て又は干拓を行わないこと。 (2) やむを得ず埋立て又は干拓をする場合は、ラムサール条約の理念を遵守し、動植物の生息生育環境に配慮した自然景観の創出に努めること。						

(注1)：宍道湖湖面ゾーンにおいて、河川管理者及び自然公園管理者の指導に基づき行為を行う場合の規模、形態、意匠、色彩、素材及びその他の基準については、水際景観ゾーンの基準に準ずるものとする。

(注2)：「展望地」とは、松江城、田和山史跡公園、県立美術館、枕木山、明々庵、千手院、月照寺、忌部自然休養村、古墳の丘古曾志公園、宍道湖夕日スポット、フォーゲルパーク展望台、松江大橋、宍道湖大橋、松江湖畔公園(千鳥南・末次・白瀬・岸・袖師)、島根原子力館、マリンパーク多古鼻、関の五本松公園、美保関灯台、星上山スターパーク、鳥ヶ崎園地、ふるさと森林公園、大塚山公園、めのう公園をいう。

(注3)：大規模な建築物及び工作物とは松江市景観計画区域で届出を要する行為をいう。

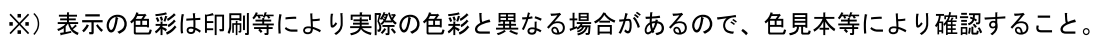
(注4)：「主要道路」とは、一般国道9号、一般国道431号、主要地方道松江鹿島美保関線をいう。

(注5)：宍道湖湖面ゾーンにおいて、河川管理者及び自然公園管理者の指導に基づき行為を行う場合の、変更後の形状及び緑化の基準については、築地松散居集落ゾーンの基準に準ずるものとする。

※本章の景観形成基準に加え、別冊「太陽光発電設備景観形成基準」を適用する。

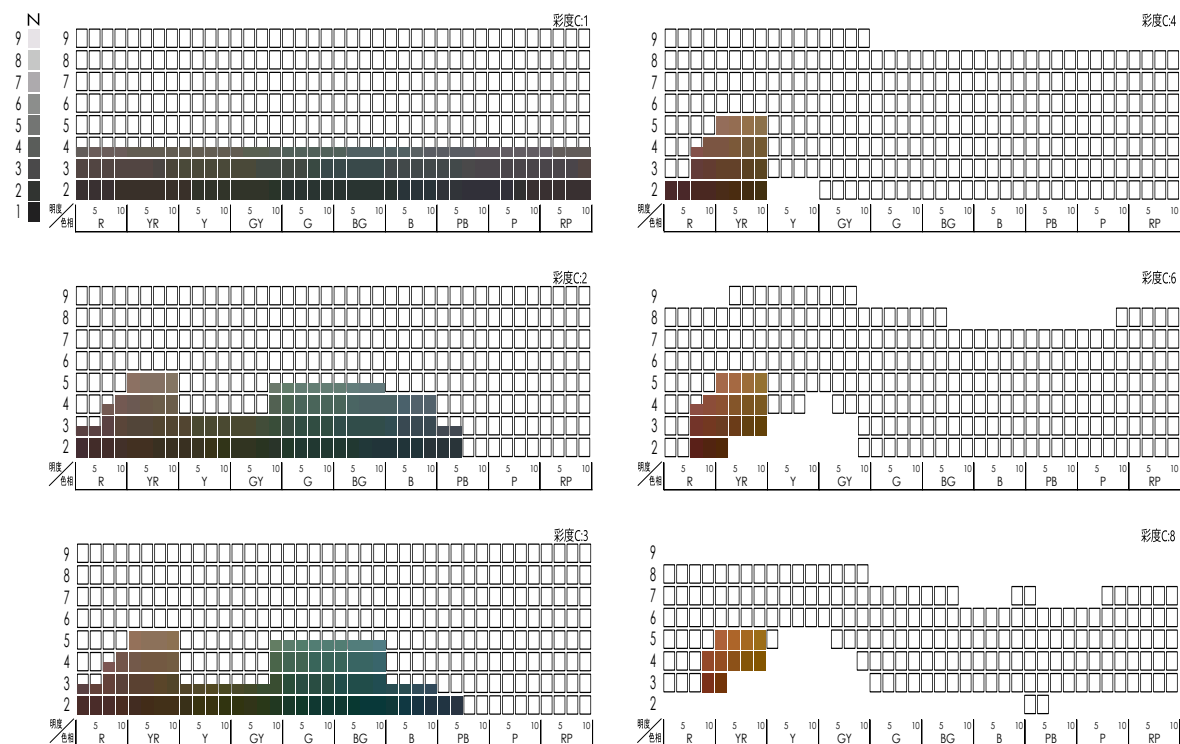
宍道湖景観形成区域における「水際景観ゾーン」「築地松散居集落ゾーン」「湖畔田園ゾーン」「湖畔集落ゾーン」「湖畔都市ゾーン」について、施設の色彩を「メインカラー」「サブカラー」「リブカラー」「ルーフカラー」の4つのタイプに分類し色彩基準を指定する。

- 宍道湖景観形成区域における「水際景観ゾーン」「築地松散居集落ゾーン」「湖畔田園ゾーン」「湖畔集落ゾーン」「湖畔都市ゾーン」の色彩基準は、以下に示す色彩表の例にしたがって、マンセル色票系において色彩範囲を指定する。また、色彩基準では、色彩範囲の中から代表色を抜粋したカラーパレットも示す。



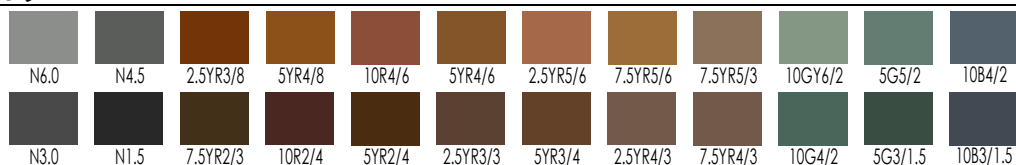
ルーフカラー(全ゾーン共通)

基本的な考え方：各地で多く見かける瓦は通常、無彩色であるグレイ系からブラック系や、色みがついても暗く鈍い色で周辺景観に対して控えめな存在であり、周辺の自然景観を美しく見せるものである。また、古くから存在する緑青による緑の屋根や島根を代表する石州の赤瓦などは、周囲の植生とも馴染みが良く、良好な全体景観を構成する要素となっている。屋根の色彩は良好な景観を形成する上で大きな役割を占めるため、ルーフカラーは全ゾーン共通の基準とし松江市全体に統一感を持たせるものとし、無彩色のグレイ系・ブラック系及び石州瓦の色を基本としながら、暗く鈍い色彩範囲で定める。



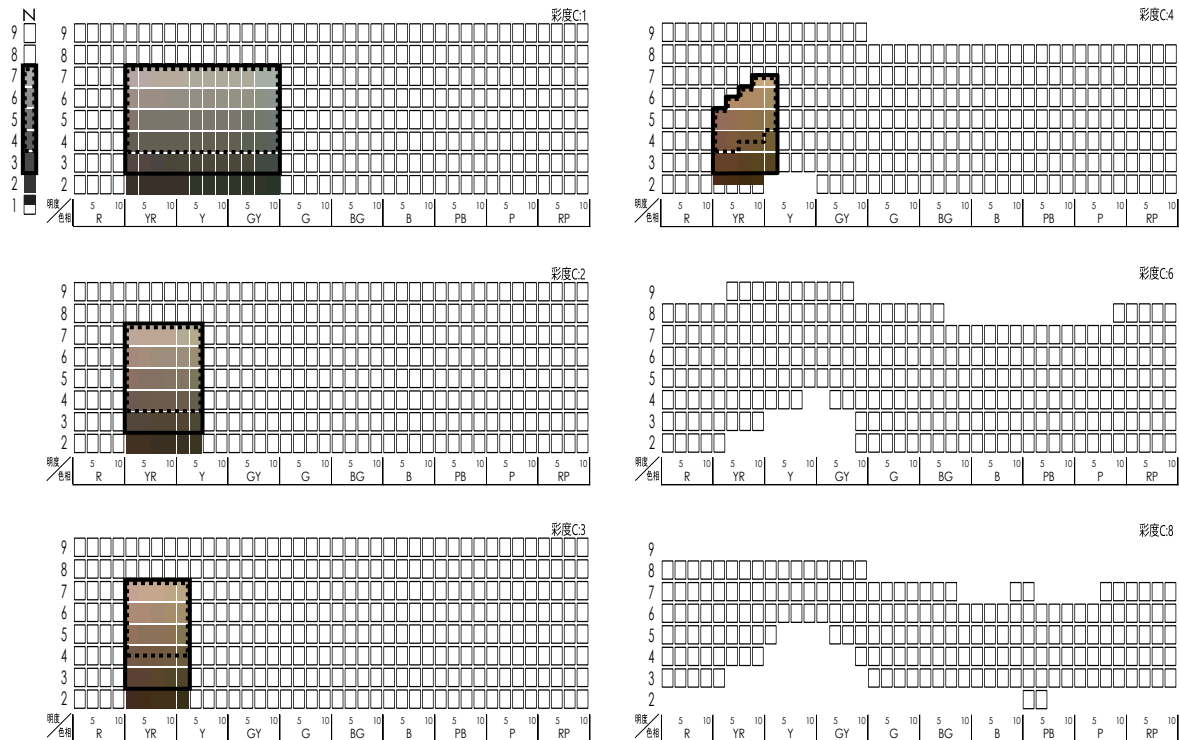
[凡例]：表示色全体＝ルーフカラー

メインカラー



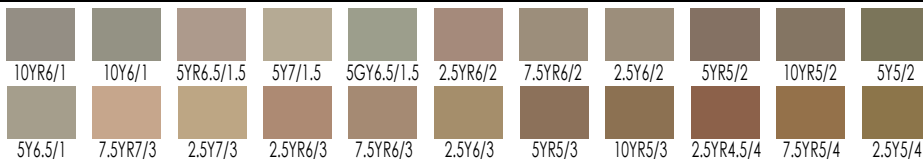
水際景観ゾーン

基本的な考え方：当該ゾーンは緑豊かな親水空間の形成を目指しており、敷地内の緑と調和する色彩を使用する。対岸からの眺望では、緑に溶け込む印象が相応しく、樹木の緑に馴染んで調和する色彩としては、岩石・土・砂などや幹の色彩であるため、メインカラー・サブカラーはそれらを表現する狭い範囲で定める。リブカラーは直径によって考え方が異なり、小径（直径 200mm 未満）のものは敷地の緑と調和する低明度の色彩とし、大径（直径 400mm 以上）のものは、メインカラー・サブカラーに類似した色彩で、地域のイメージを表現できるものとする。中径（直径 200mm 以上 400mm 未満）のものは、ゾーンごとの景観イメージの違いを明確にするため、大径と同様の扱いとする。また、電柱のようにゾーンを越えて連続するものについては、植栽等の自然の景観構成要素に溶け込む色彩とする。

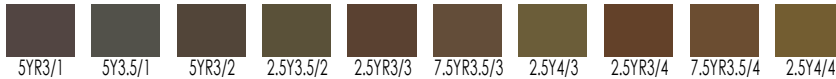


〔凡例〕：表示色全体＝リブカラー 枠内＝メインカラー 枠内＝サブカラー

メインカラー



サブカラー（メインカラーもサブカラーとして使用可）

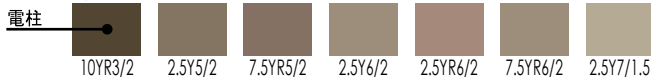


リブカラー

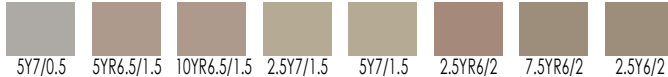
〔柵・照明柱など（直径200mm未満）〕



〔標識支持柱など（直径200mm以上400mm未満）〕

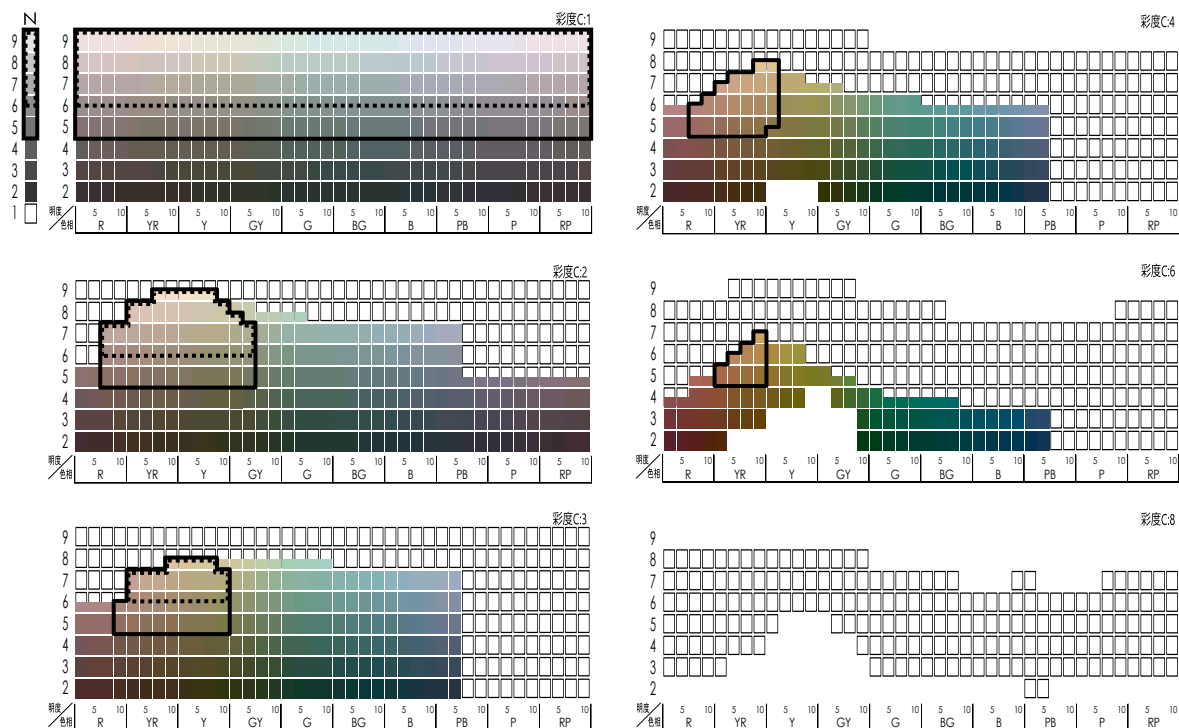


〔大型柱など（直径400mm以上）〕



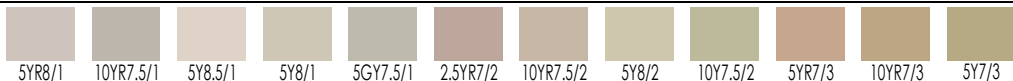
築地松散居住宅ゾーン

基本的な考え方：当該ゾーンは田園と空の広がる明るい景観が特徴で、田と築地松との色彩は、類似的な色合いでありながら明快な明度コントラストにより、統一感とともに変化が感じられる美しい配色となっている。そうした調和の取れた景観の中に築地松より暗い色彩の人工構造物があると、より強いコントラストが生じてバランスが壊れてしまう。そこで、田の稲穂と築地松のコントラストを活かすため、メインカラーとしては、築地松より暗い色彩や築地松に類似した明度の色域を避けた狭い範囲で定める。リブカラーについては、景観の印象に大きく影響を与えるような規模の大きいものほど、既存景観の明るさに近い色が望ましい。小径（直径 200mm 未満）のものなどは周辺の状況に応じて（例えば田園の植生の明るさに応じて）明るい色彩から暗いものまで適用できる。また、電柱のようにゾーンを超えて連続するものについては、植栽等の自然の景観構成要素に溶け込む落ち着いた色彩とする。

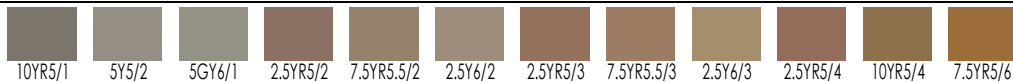


〔凡例〕：表示色全体＝リブカラー 枠内＝メインカラー 枠内＝サブカラー

メインカラー



サブカラー（メインカラーもサブカラーとして使用可）

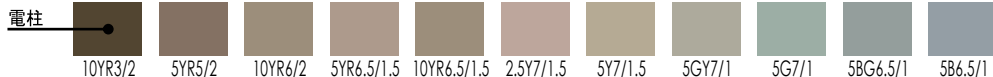


リブカラー

〔柵・照明柱など（直径200mm未満）〕



〔標識支持柱など（直径200mm以上400mm未満）〕

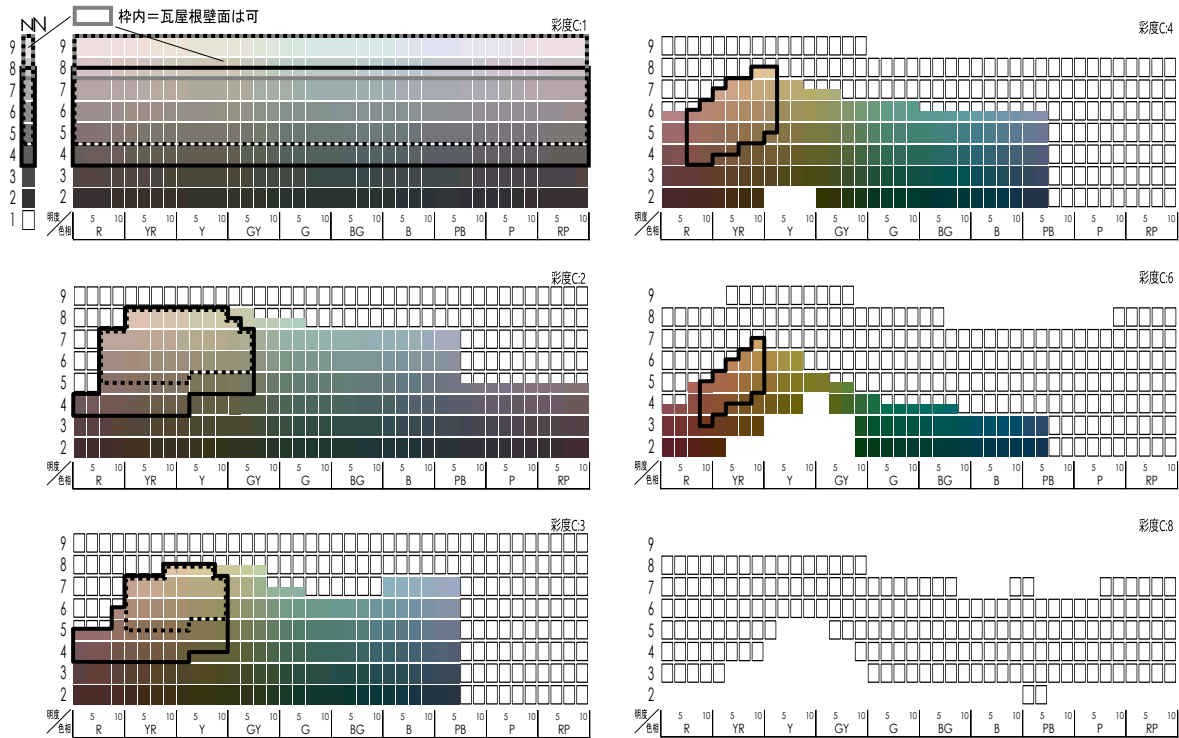


〔大型柱など（直径400mm以上）〕



湖畔田園ゾーン

基本的な考え方：当該ゾーンは明るく広がりのある景観の中で、遠景の山や田園の色彩が柔らかな印象を与えている。このような印象を壊さないためには、同様の印象を与える色彩を使用するようにし、極端に明るい色や暗い色は避けることが望ましい。ただし、瓦屋根の建築物については、明るい壁であっても調和するため、低彩度で高明度のものは使用を可能とする。リブカラーについては、明るく穏やかな全体景観の印象に相応しい色彩範囲として定める。小規模の工作物（直径 200mm 未満）は、やや暗く穏やかな色が代表色となり、規模の大きな建造物は穏やかな色彩範囲の中でもやや明るい色が望ましい。また、電柱のようにゾーンを超えて連続するものについては、植栽等の自然の景観構成要素に溶け込む色彩とする。



[凡例]：表示色全体＝リブカラー 枠内＝メインカラー 枠内＝サブカラー

メインカラー

■瓦屋根の壁面のみ使用可



■すべての施設に適用されるメインカラー



サブカラー（メインカラーもサブカラーとして使用可）

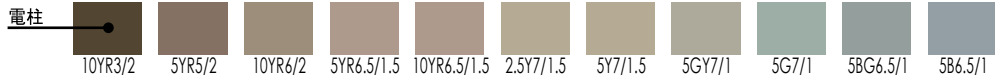


リブカラー

[柵・照明柱など(直径200mm未満)]



[標識支持柱など(直径200mm以上400mm未満)]



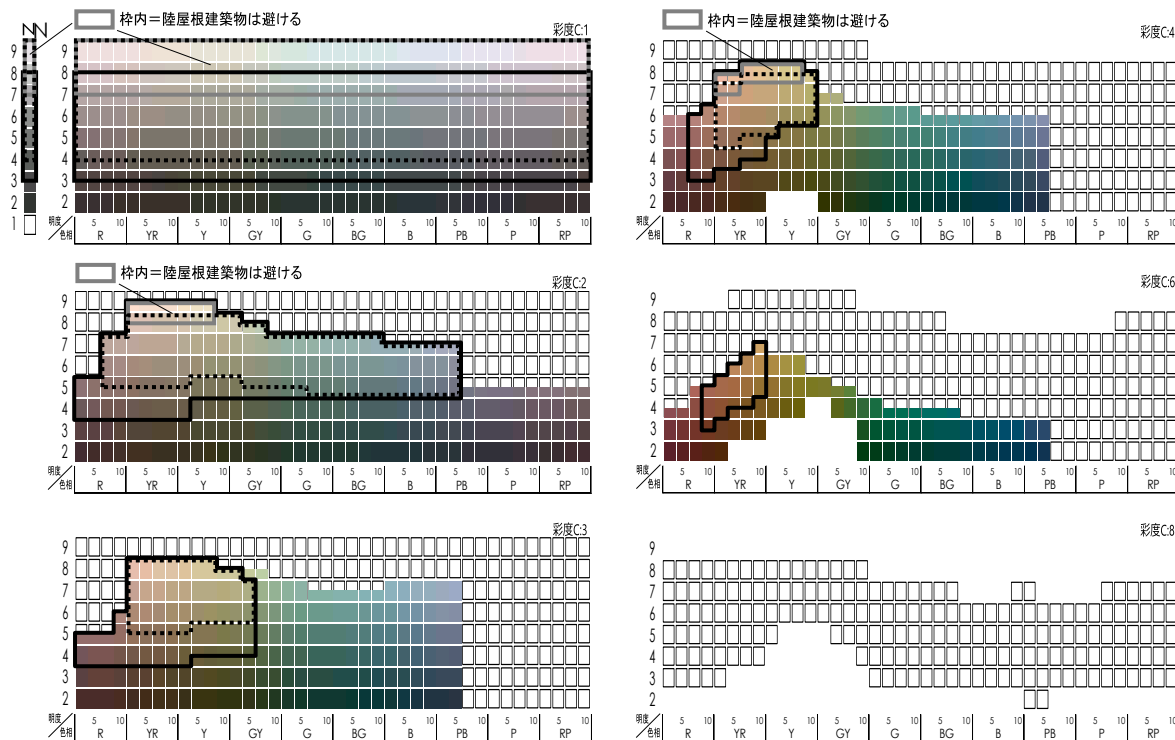
電柱

[大型柱など(直径400mm以上)]



湖畔集落ゾーン

基本的な考え方：当該ゾーンは緑豊かな沿道景観の形成のため、樹木の緑と調和する色彩が求められ、住居集落であることを考慮すると、穏やかな中にも暗い雰囲気にならない配慮も必要である。ただし、規模の大きい建造物や陸屋根の建築物については、背景の樹木に対してコントラストが高く影響が大きくなるため、高明度の色彩は避けることが望ましい。リブカラーについては、樹木の緑と調和する色彩とし、柱状の構造物は幹の色を基準とし、大型の構造物はそれに岩や土の色が加わった色彩範囲として定める。小径（直径 200mm 未満）のものは、幹と同明度かそれより暗めの色彩とする。大径（直径 400mm 以上）のものは、メインカラー・サブカラーに類似した色彩で、地域のイメージを表現できるものとする。中径（直径 200mm 以上 400mm 未満）のものは、ゾーンごとの景観イメージの違いを明確にするため、大径と同様の扱いとする。また、電柱のようにゾーンを超えて連続するものについては、植栽等の自然の景観構成要素に溶け込む色彩とする。



メインカラー

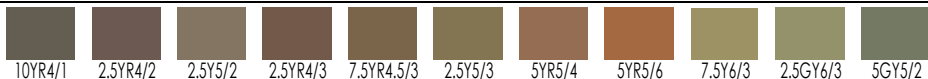
■瓦屋根の壁面のみ使用可



■すべての施設に適用されるメインカラー



サブカラー（メインカラーもサブカラーとして使用可）



リブカラー

〔柵・照明柱など（直径200mm未満）〕



〔標識支持柱など（直径200mm以上400mm未満）〕

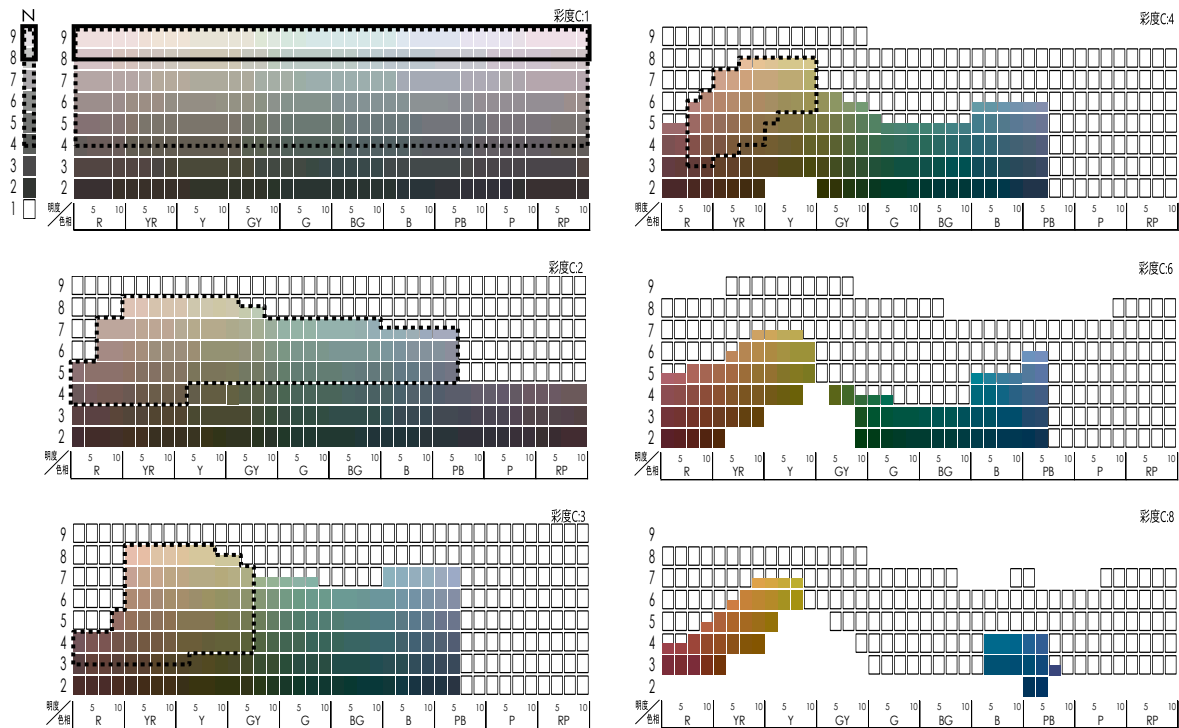


〔大型柱など（直径400mm以上）〕



湖畔都市ゾーン

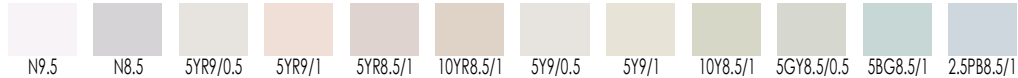
基本的な考え方：当該ゾーンは広がりのある湖畔景観の中で、活気を感じられる都市景観の形成のため、湖畔より第1列目に位置する施設は明るくし、湖面と明暗のコントラストをつけて、活気を感じられる景観形成を目指すものとする。陸屋根の高層建築物で背景の山並みと隣接する壁面は少し明度を落として山並みに融和させることにより、湖岸隣接部のホワイトがより一層生かされるものとなる。リブカラーは、湖岸沿いの連続する工作物である柵などはホワイト系とし、橋梁などの大型線材構造物も同様にホワイト系とするか、ベースカラーにアクセントとなる色を選定することも考えられる。また、電柱のようにゾーンを超えて連続するものについては、植栽等の自然の景観構成要素に溶け込む色彩とする。



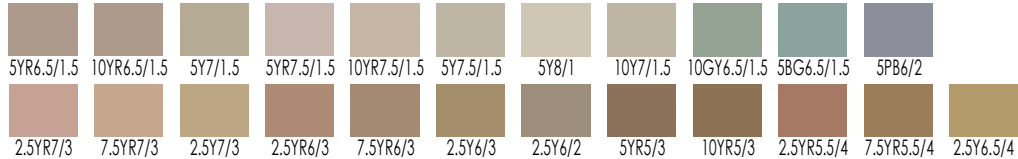
[凡例]：表示色全体＝リブカラー □ 枠内＝メインカラー（湖岸最前列以外）及びサブカラー □ 枠内＝メインカラー（湖岸最前列）

メインカラー

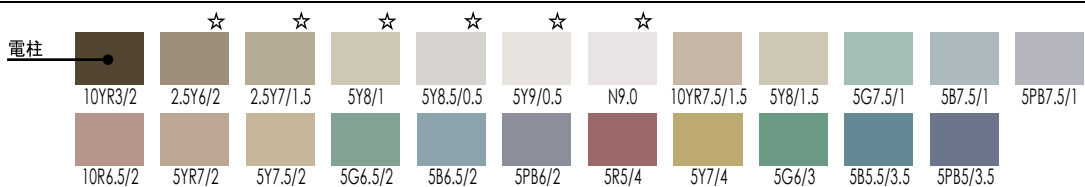
■ 湖岸最前列施設のメインカラー



■ 湖岸最前列以外のメインカラー・サブカラー



リブカラー



☆印は照明柱、標識支持柱などのポールの色

5 届出対象行為（法第 16 条関係）

〔届出対象行為〕

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 三 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為その他政令で定める行為
- 四 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
（都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為を除く）
- 五 木竹の伐採
- 六 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
（堆積期間が 90 日を超えるもの）
- 七 水面の埋立て又は干拓

〔届出対象の除外となる行為〕

届出が必要な行為		左のうち届出を要しない行為	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		・建築物の新・増改築、移転部分の床面積の合計が 10 ㎡以下のもの(新・増・改築後に高さ 5m を超えるものを除く) ・建築物の外観の変更で、変更の面積が 10 ㎡以下のもの ・設置期間が 90 日を超えない仮設のもの ・自己の居住の用に供する一戸建て住宅の建築等 ・農業、林業又は漁業を営むための併用住宅で、自己の居住の用に供するものの建築等	
し、転、工 く、作 は、物 模、の 様、新 替、設 又、増 は、築 色、改 彩、築 の、若 変、し 更、く 修 繕 若 は 移	・垣(生垣を除く)、さく、塀、擁壁等	・高さが 1.5m 以下のもの	・工作物の外観の変更で、変更の面積が 10 ㎡以下のもの (注)左欄のうち、増・改築後に、左欄に定める高さ又は面積を超えるものとなる場合の増・改築は届出が必要
	・煙突、排気塔等・鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等・電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、風車等・高架水槽、冷却塔等・彫像、記念碑等	・高さが 5m 以下のもの	
	・観覧車、飛行塔、メリ・ゴーラウンド、ウォーターシュート、コースター等・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント等・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設・污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等・太陽光発電設備(建築物に附属しない太陽光発電設備に限る)・自動車車庫の用に供する立体的施設	・高さが 5m 以下で、かつ、築造面積が 10 ㎡以下のもの	
	・電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの(これらの支持物を含む)	・高さが 10m 以下のもの	
都市計画法第 4 条第 12 項に規定される開発行為その他政令で定める行為		・面積が 300 ㎡以下で、かつ、法面又は擁壁の高さが 1.5m 以下のもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更			
木竹の伐採		・高さが 10m 以下の木竹の伐採(伐採面積が 300 ㎡を超えるものを除く)	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（堆積期間が90日を超えるもの）		・高さが 1.5m 以下で、かつ、集積又は貯蔵の用に供される土地の面積が 100 ㎡以下のもの	
水面の埋立て又は干拓		・面積が 300 ㎡以下で、かつ、法面又は擁壁の高さが 1.5m 以下のもの	

※ 法等により規定される各区域共通の届出を要しない行為については、「序章 景観形成基本計画 8-3 届出対象の除外となる行為」に記載

6 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）

景観重要建造物及び景観重要樹木は、『序章 松江市景観形成基本計画』に即し指定するものとし、宍道湖周辺においては、宍道湖景観を特徴づける重要な建造物及び樹木であることを基本に下記のとおり指定の方針を定める。

（1）景観重要建造物の指定の方針

宍道湖景観を特徴づける固有の外観を有し、地域の景観を形成する上で重要な建造物であること。

（2）景観重要樹木の指定の方針

歴史や文化、風土に根ざした樹木であり、地域の景観を形成する上で重要な樹木であること。

7 屋外広告物の表示及び掲出物件に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第4号関係）

宍道湖景観形成区域における屋外広告物掲出に関する許可基準等は、下記事項を基本とし、屋外広告物の現況調査や、市民及び松江市景観審議会等からの意見を踏まえ定めるものとする。

（1）基本事項

- ① 建築物に設置する看板及び広告等は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮すること。
- ② 壁面利用広告、テント広告、広告網、のぼり、ぼんぼり等については、設置しないよう努めること。

（2）ゾーン別具体的事項

	宍道湖湖面ゾーン	水際景観ゾーン	築地松散居集落ゾーン	湖畔田園ゾーン	湖畔集落ゾーン	湖畔都市ゾーン	
屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	(1) このゾーンへの設置は避けること。	(2) 自己の氏名、称号、店名、屋号若しくは商標若しくは自ら販売若しくは製造する商品の名称又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所若しくは営業所に表示し、又は設置する広告物等（以下「自家用広告物」という。）を除き、このゾーンへの設置は避けること。			(3) 自家用広告物を除き、このゾーンへの設置は控えること。		
		(4) 自家用広告物にあっても、表示面積の合計が 7 ㎡以下とし、設置箇所数は 2 個以下とすること。			(5) 自家用広告物にあっても、必要最小限のものとする。		
		(6) 周辺の建造物と調和したものとなるよう形態、意匠の工夫を図るよう努めること。					
		(7) 突き出し広告物の上端は建築物の高さを超えないものとする。また、道路に出ないものとする。また、同一壁面において複数必要な場合は、設置する位置を統一すると共に、その出幅も同一とすること。					
		(8) 屋上広告物について、高さは必要最小限とし、屋上又は塔屋等の水平投影面からはみ出さないようにすると共に、建築物の色彩と調和するものとする。					
		(9) 壁面広告は、取付壁面から突き出さないこととし、同一目的の広告は一壁面に 1 個とすること。また、壁面広告物の下地の色彩は、壁面と合わせる。					
		(10) 広告塔は、その高さ、表示面積等について、隣接する相互において統一を図り、周辺景観との調和を図るよう努めること。					
		(11) 蛍光塗料は、使用しないように努めること。					
		(12) ネオン管の使用は避けると共に、広告物の照明及び表示内容を点滅させないこと。				—	

8 景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第4号関係）

袖師町14番地先から野代川橋までの国道9号を景観重要公共施設と位置づけ、整備を行う際は、穴道湖景観形成区域の「3 良好な景観の形成に関する方針」に従い、魅力ある豊かな景観・自然と連携した道路空間の創造を行う。

なお、整備に際しては下記の事項に配慮する。

- ① 周辺の公共施設（河川施設、公園施設）と調和を図る。

※景観重要公共施設の一覧、位置については、巻末資料に記載。